

出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法

葉袋 秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

1997年以後、出版関係者から公共図書館におけるベストセラー等について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われてきた。本研究の目的は、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償等の要望に関する図書館関係者の議論の方法の特徴を明らかにすることである。関連する文献を収集・分析した結果、日図協と5団体が公貸権について対立する立場にあること、出版関係者の要望は十分分析されていないこと、調査結果の解釈のまとめ等が不十分であること、図書館関係者の間に要望を理解する相当数の意見があることが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1997年以後、図書販売の減少を契機に、出版関係者(作家・出版社)から、公共図書館におけるベストセラーやエンターテイメント小説等について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われてきた。

この問題については根本彰の優れた研究¹⁾²⁾があるにもかかわらず、あまり参照されていない。また、約20年間に約160点の文献が発表されているが³⁾、議論の整理は行われていない。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、1997年以後の複本削減、貸出猶予、公貸権による補償等の要望に関する図書館関係者の議論(審議会での議論を除く)の方法の特徴を明らかにすることである。

1.3 研究の方法

文献研究を行う。関連する文献を網羅的に収集し分析する。次の4つの研究課題を設定する。①議論はどのような経過をたどったか。②出版関係者の要望の分析は行われているか。③日本図書館協会(日図協)は十分検討を行い、外部に対して説明を行っているか。④公共図書館関係者の間に出版関係者の要望を理解する意見はどの程度あったか。なお、議論の内容については今後研究する。

1.4 図書販売に影響する社会的要因等の仮説

図書販売の減少は人口の減少やメディアの変化との関連で分析する必要がある。また、現状は電子メディアへの移行の過渡期であるため、出版関係の統計の見直しが必要である。その上で、影響する社会的要因(①~③)、関連する環境(④)、販売の減少に関する現状認識(⑤)に関する仮説を設定する。

①1997年以後の図書販売減少の一因は生産年

齢人口の減少・高齢化と少子化にある⁴⁾。

②最近の図書販売の減少の一因は、書店の減少、インターネット利用の普及にある。

③社会・人文関係図書の販売の減少の遠因は大学教育における教養教育の後退にある。

④日本の出版市場には、20世紀後半の実質価格の大幅な低下、先進国と比較した相対的な価格の低さ、輸出等の海外市場の欠如等の特徴があり、販売収入の減少をもたらしている。

⑤図書の貸出冊数と販売点数は次元が異なる数値で、それぞれの増減と図書館・書店のシェアの変化を示すものと捉えるべきである。これらの数値は公共図書館のシェアの増加を示していると考えられる。

①~④は解決がきわめて困難であるが、⑤の公共図書館の影響は、図書館の方針次第で変化する可能性がある。これらを前提として、以下の検討を行う。

2. 議論の経過

対象となる資料と関係団体の取り組みによって、年度で区分する。

2.1 第1期 ベストセラーの複本購入問題 (1997~2000年度)

津野海太郎の指摘(1997.10)に始まり、津野海太郎(1998.5)、能勢仁(2000.4)、林望(2000.12)等の出版関係者がベストセラーの複本購入を批判し、津野と林は学術書等の収集を求め、林は著作者・出版社への補償の方法を提案している。

2.2 第2期 エンターテイメント小説の複本購入問題 (2001~2002年度)

コミックや小説を対象とする日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」⁵⁾(2001.6)が出され、楡周平(作家)(2001.10)

は推理小説等の予約数を紹介し、公貸権と貸出猶予の検討を訴えている。

2.3 第3期 公立図書館貸出実態調査 (2003年度)

2003年7月、日図協と日本書籍出版協会が合同で「公立図書館貸出実態調査」を実施し、ベストセラーと受賞図書(学芸・教養書)の所蔵冊数、貸出回数、予約件数を調査した(以下、「実態調査」という)。10月、中間報告がウェブサイトで公開された。

三田誠広『図書館への私の提言』(2003.8)が出版され、作家への補償に関する包括的な提案を行った。推理小説のほか、娯楽小説、大衆小説に言及しているため、本研究ではこれらをまとめて「エンターテイメント小説」と捉える。

吉田直樹(都立図書館)(2004.1)による調査結果の概要が『図書館雑誌』に掲載され、双方8氏の意見を加えた『公立図書館貸出実態調査2003報告書』(2004.3)⁶⁾(以下、『報告』という)が公表された。

2.4 第4期 公貸権に関する対立(2004～2006年度)

2003年11月の常務理事会(竹内哲理事長、松岡要事務局長)で、「公貸権問題への対応について」協議し、2004年3月、「図書館における貸与問題についての見解」⁷⁾(以下、「見解」という)を発表した。公貸権は時期尚早であるという考え方に基づいている。

2005年11月、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブの5団体が「図書館の今後についての共同声明」⁸⁾を発表し、公貸権による補償を要望した。

2006年、日図協は、文字・活字文化振興法を活かすために、「豊かな文字・活字文化の享受と環境整備—図書館からの政策提言」⁹⁾(以下、「政策」という)を発表した。G7各国の公共図書館との比較表を収録している。

2.5 第5期 総合雑誌の休刊と図書館側による議論の整理(2007～2009年度)

2008～2009年、月刊総合雑誌『論座』『月刊現代』『諸君』が休刊し、出版市場の縮小が顕在化した¹⁰⁾。図書館側では、文献レビューによる議論の整理が行われた。

2.6 第6期 貸出猶予の提案(2010年度～)

総務省等の懇談会報告(2010.6)で、貸出の経済的影響に関する意見が出され、2011年、樋

口毅宏(作家)が自著の小説(2011.2.25出版)の奥付で、6か月の貸出猶予を訴えた。2012年、日図協は「政策」の改訂版を発表した。

石井昂(新潮社)(2015.2)等が貸出猶予を求める意見を述べている。

3. 議論の分析

3.1 出版関係者の要望の分析

これまで出版関係者の要望の詳細な分析は行われていないため、要望の分析を試みる。津野の要望を最初とする。図書館と出版の関係を広く捉えているためである。

津野は、最近の公共図書館は、ベストセラーの複本は多数購入するにもかかわらず、「並よりもすこし堅めの学術書」は買ってくれないと述べて、学術書の収集不足の観点から、ベストセラーの多数の複本を批判した。

能勢は、ベストセラーの複本を批判しつつ、書籍販売冊数の減少傾向と公共図書館の貸出冊数の増加傾向を対比・予測し、販売冊数低下の対策を講じる必要を訴えた。

林は、図書の販売減少に触れつつ、ベストセラーの複本数と貸出回数を挙げ、良書を多様・豊富に蓄積することを求め、複本制限、貸出猶予、補償金、ライブラリー価格を提案している。

日本ペンクラブの声明は、新古書店と公共図書館を批判し、著作者の権利への理解を求めている。図書館における「同一作品の大量購入」を挙げ、「ベストセラー」には触れていない。

楡(2001.10)は、有名推理作家の作品の予約数と自著の利用状況を挙げ、著者の社会貢献と位置づけて、その評価を求め、公貸権にもとづく補償と貸出猶予の検討を求めている。その後(2003.3)は、日本推理作家協会の立場から貸出猶予の検討を求めている。

三田は、ベストセラーとエンターテイメント小説の複本購入を批判し、純文学や学術書の購入を要望すると共に、日本推理作家協会の貸出猶予の要望を紹介して、公貸権による補償金制度と複本削減・貸出猶予の併用を提案している。

5団体「図書館の今後についての共同声明」の要望は、①図書館予算の増大、②専門知識をもつ図書館司書の増員、③国家または公的機関による著作者等への補償制度の確立である。

2001年以後、議論の中心はエンターテイメント小説に移行している。これらの小説の貸出の影響は、ベストセラーとは別に調査・検討す

る必要がある。

津野、林、三田は、ベストセラーの複本の削減と学術書や純文学の購入を求めている。石井は、学術書の購入について論じておらず、学術書出版社を除外した議論になっている。

図書販売の減少は次の二つの要素からなると考えられる。エンターテインメント小説の購入増加（複本含む）と学術書の購入減少がそれぞれの図書の販売減少をもたらしている。前者は、読者が自分で購入する必要が少なくなるため、後者は、図書館による購入が減少し、読者の目に触れる機会が少なくなるためである。

公共図書館は、図書販売の減少の最大の要因と見なされているわけではない。日本ペンクラブの声明では、先に新古書店が挙げられ、高井昌史（紀伊國屋書店）（2015.2）は、最大の脅威として、アマゾン、次いで、インターネット、新古書店と公共図書館を挙げている。石井は、「だからこそ本に愛情のある図書館には自制して頂きたい」と述べている。

公共図書館について、林は専門司書の配置を求め、楡は公共図書館は「不当に低い地位にある」と指摘し、三田と5団体は、予算の増大と司書の増員を求めている。

三田は、作家は補償金にこだわっていない、ヨーロッパ先進国で実施されている補償金制度が日本で実施されていないこと、「図書館の蔵書の多様性」や「文芸文化としての知的水準」が失われることを嘆いていると述べている。

3.2 日本図書館協会の対応

(1) 「実態調査」の結果の解釈

調査の目的は、「事実に基づいた論議の条件」を整えることで、『報告』には「調査結果のまとめ」5項目が掲載されているが、事実の指摘にとどまる。

吉田の記事は8氏の意見の発表前に書かれており、8氏の意見を収録した『報告』の発表後は、『図書館雑誌』で議論は行われていない。

その後、日図協著作権委員会貸与問題特別検討チームは「複本問題などに関して、権利者側に誤解があったことが明確に」なったという結論を述べているが¹¹⁾、説明はない。

吉田は、複本が少ない結果が出て、作家側の主張が変化してきたと述べているが、楡（2004.3）は貸出の多さ、三田（2004.3）は複本の存在を指摘している。「実態調査」では、エンターテインメント小説の複本や貸出回数を調査し

ておらず、必ずしも出版関係者の要望の全体に対応していない。そのことは図書館側の堀（国分寺市立図書館）（2004.3）が認めている。

吉田は、受賞図書の収集が少ないことを指摘しているが、楡、三田、堀（2004.3）、手嶋孝典（前町田市立図書館長）（2015.5）も受賞図書の収集の少なさを指摘している。

(2) 「見解」（2004年3月）

2003年11月の常務理事会で、「公貸権問題への対応について」協議し、「実態調査」に関する報告の後、5つの対応策（①補償は必要ない、②補償の必要は認めるが、時期尚早である、③国家補償金に賛成する、④ライブラリ価格に賛成する、⑤図書館が補償金を支払う）をもとに協議し、②の「公貸権は時期尚早である」の立場で臨むことになった¹²⁾。

「見解」（2004.3）の結論は次の4点である。①調査結果は概ね図書館界の認識に近い、②経済的損失・貢献の調査研究が必要である、③日本の公共図書館は公貸権導入国よりも著しく貧しい、④図書館の課題は3点である（㉠欧米並みの水準の図書館の達成、㉡権利者と連帯した文化政策の提言と世論形成、㉢図書館サービスの拡大と権利者も認める公益性の高い図書館の実現）。

①に関する詳しい説明や③の根拠となる具体的なデータは示されていない。②は、経済的損失・貢献の説明が不十分と感じられていることを示している。④の㉠に関する数値目標や㉡㉢に関する説明はない。「時期尚早」論を採用したが、「見解」では、それに触れず、公貸権や補償金制度に対する賛否にも触れていない。

5団体の「図書館の今後についての共同声明」（2005.11）の後、日図協は、貸出に対する補償金の考え方には反対であることを明らかにしている¹³⁾。

(3) 「政策」（2006、2012年）

「政策」の内容は予算と職員の確保に関する項目が中心で、図書館サービスの目的、目標等、「権利者も認める公益性の高い図書館」の内容は示されていない。

日本の公共図書館の館数、貸出冊数のG7各国との比較表が掲載されているが、解説はない。

1990年代後半の日本の公共図書館の貸出冊数は、北欧、英語圏の米・英・カナダよりは少ないが、フランスよりも多く、公貸権導入国のドイツに近い。2012年版では、貸出冊数のデ

一タを削除し、図書館数、予算額を挙げている。

その後の日図協の取り組みに関する資料は発表されていないようである。

3.3 出版関係者の要望を理解する意見

国立国会図書館の元職員2名が『図書館雑誌』に投稿している。千賀正之(2001.10)は少数派の利用者の要求の尊重を求め、熊田淳美(2002.9)は複本数の自己抑制を提案している。

都道府県立図書館では、垣口朋久(大阪府立図書館)(2001.5)が『図書館雑誌』に投稿して、複本数の削減の必要性を指摘し、前田章夫(同)(2002.7)は公貸権の必要性を主張している。瀬島健二郎(東京都立図書館)(2002.12)は根本彰の問題意識に共感を示している。

政令指定都市立図書館では、牛原秀治(神戸市立外国語大学図書館)(2002.11)が、少数派の利用者の尊重と多様な図書の収集を求め、西野一夫等(川崎市立図書館)(2007.5)が、複本制限の実践と住民の好意的な反応を報告している。

市町村立図書館では、竹内紀吉(元浦安市立図書館長)(1999.5)は多様な資料によって視野を広げる努力を提案している。齊藤誠一(立川市立図書館)(2002.10)は林望の意見を肯定的に評価し、小形亮(練馬区立図書館)(2002.10)は、資料費の減少に伴い、専門書の収集が減少する傾向があることを指摘している。

研究者では、根本彰(2002.4)は、文芸書の多さと貸出回数多さに着目して、複本の抑制を主張し、諸外国の貸出冊数との比較の上で、公貸権導入の検討を求めている。柴田正美(2002.11)も、利用者の少ない資料の収集の必要性を指摘している。糸賀雅児(2003.3)は、影響の有無にかかわらず、作家に対する何らかの見返りの必要性を認めている。

安井一徳(国立国会図書館)(2008.2)は、日本ペンクラブによる調査では、複本を抑制している図書館や設問者の主張に賛意を示す図書館がかなり存在し、「論争に参加しなかった沈黙する勢力の存在が露わになった」と述べている。堀と手嶋は、出版関係者に批判的な立場であるが、受賞図書の収集が不十分な選書の現状を指摘している。

分散した形ではあるが、複本の削減と専門書等の収集を支持する相当数の意見がある。公貸権については、意見が少なく、「時期尚早」という意見もあるが、根本と前田が支持している。

4. 議論の方法の特徴

4.1 議論の経過

1997年～2015年の論議は6つの期間に区分できる。日図協と日本文藝家協会等5団体は、公貸権について対立する立場にある。

4.2 出版関係者の要望の分析

出版関係者の要望は十分分析されていない。出版業の現状をもとに、ベストセラーよりもエンターテインメント小説が問題となっており、補償金と複本削減・貸出猶予の二種類の要望がある。学術書の収集、図書館予算の増大、司書の増員も要望されている。

4.3 日図協による検討と説明

「実態調査」の結果に対する双方の意見の整理と解釈のまとめ、公貸権に関する判断の意思表示、その根拠に関する説明が不十分である。

4.4 出版関係者の要望を理解する意見

図書館関係者の間に、出版関係者の要望を理解する相当数の意見がある。

注・引用文献

- 1) 根本彰『情報基盤としての図書館』勁草書房, 2002.4, p. 57-80.
- 2) 根本彰『続・情報基盤としての図書館』勁草書房, 2004.2, p. 1-56.
- 3) 葉袋秀樹「複本限定・貸出猶予関係主要文献リスト (<http://toshokanron.jugem.jp/?eid=10>)
- 4) 藻谷浩介『デフレの正体』角川書店, 2010, 270p.
- 5) 日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」2001.6.15.
- 6) 日本図書館協会、日本書籍出版協会『公立図書館貸出実態調査2003』2004.3, 64p.
- 7) 日本図書館協会「図書館における貸与問題についての見解」2004.3.5.
- 8) 日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブ「図書館の今後についての共同声明」2005.11.8.
- 9) 日本図書館協会「豊かな文字・活字文化の享受と環境整備—図書館からの政策提言」2006.10, 16p.
- 10) 「休刊続々 もがく書き手—月刊誌失い「ノンフィクションの危機」」『朝日新聞』2009.5.9, 33面.
- 11) 「著作権委員会貸与問題特別検討チーム(担当常任理事:常世田良)」『図書館雑誌』99(8), 2005.8, p. 589.
- 12) 「協会通信-常務理事会」『図書館雑誌』97(12), 2003.12, p. 876-877.
- 13) 「「図書館の今後についての共同声明」出される」『図書館雑誌』99(12), 2005.12, p. 826.

本稿の書誌データ

- ・ 葉袋秀樹「出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2016年度, 2016. 5, p. 13-16. (2016. 5一部訂正)

訂正事項

- ・ p. 13 左欄 上から15行目
議論 → 議論(審議会での議論を除く)
- ・ p. 14 右欄 上から24行目
予、ライブ → 予、補償金、ライブ